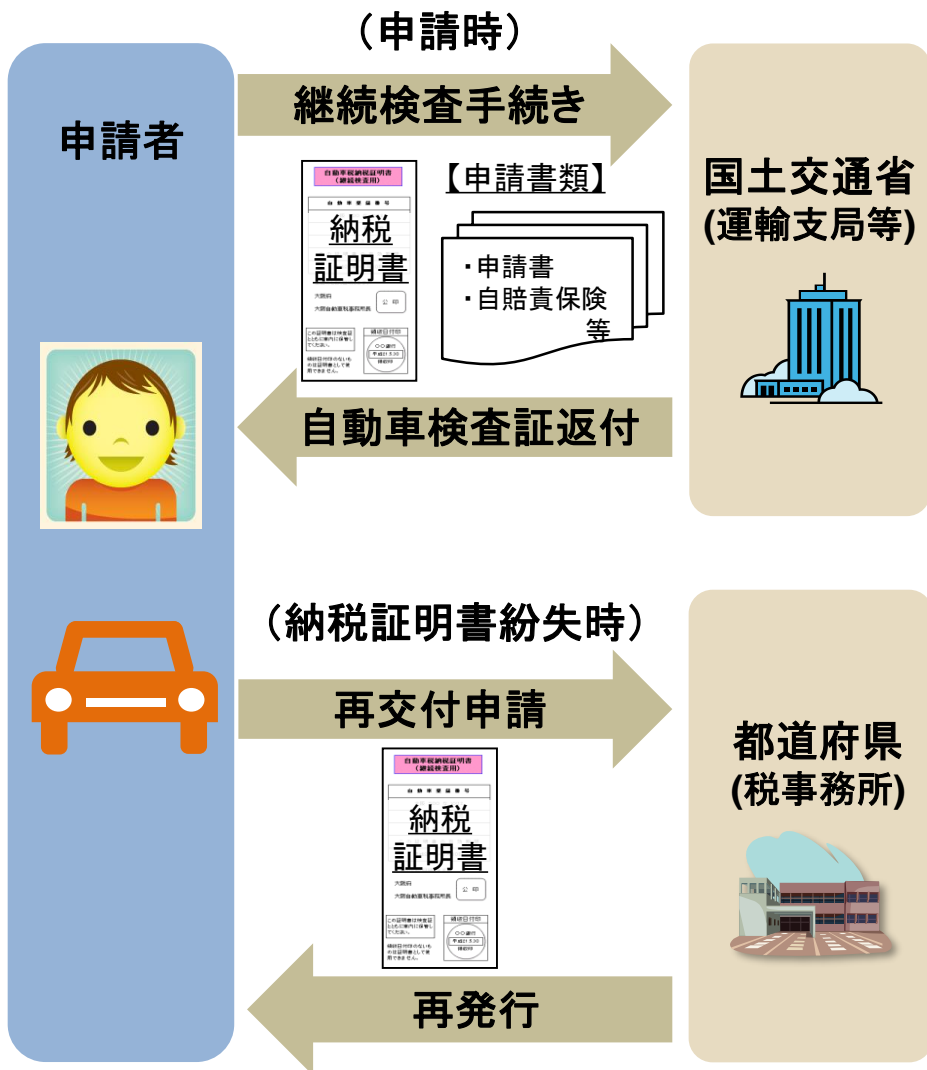


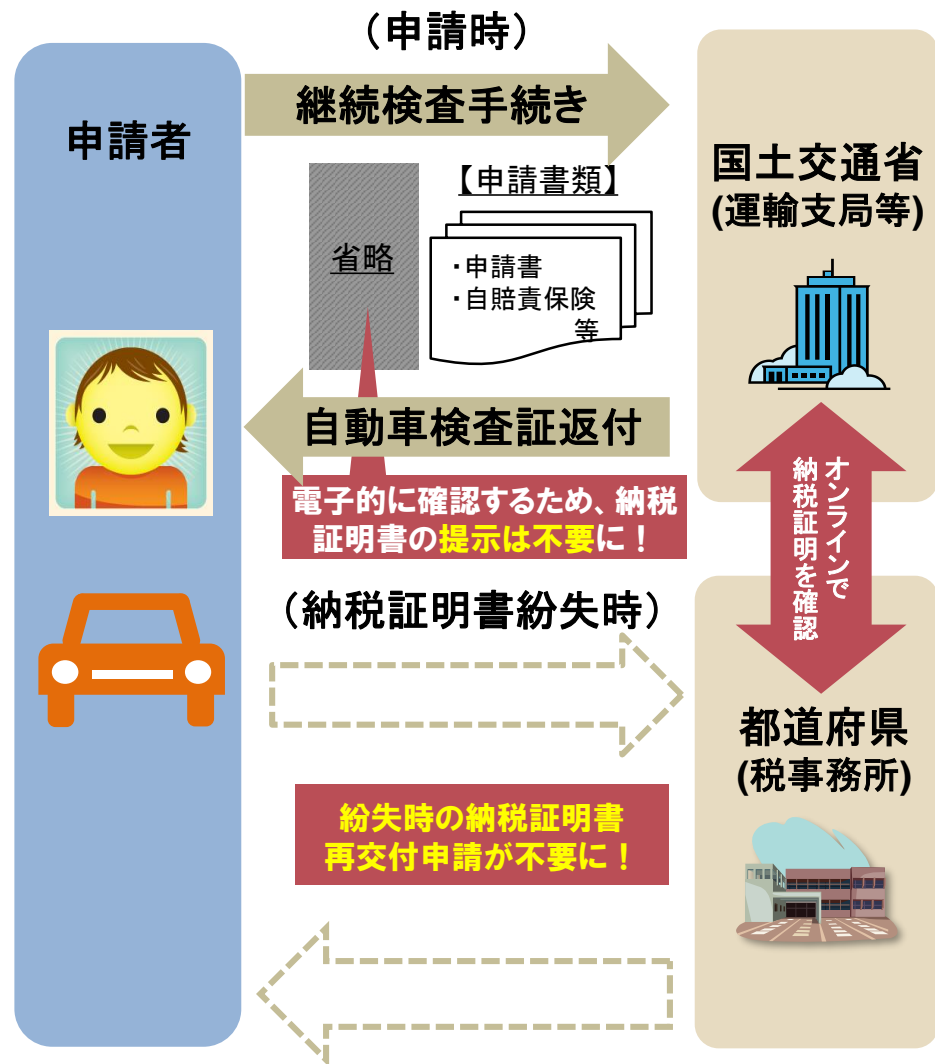
登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できます。

※自動車税(種別割)に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

■平成27年4月までの申請の流れ



■現在の申請の流れ



【ご注意ください】 ～ 以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です ～

自動車税を納付後、直ぐに継続検査を受検される方

※納付の方法により、納付情報が運輸支局で確認できるまで相応の日数を要しますのでご注意ください。

○地方振興局県税部窓口、金融機関窓口、コンビニエンスストア等で納付した場合

- ・運輸支局で納付情報が確認できるのは、納付手続完了日の3開庁日後(土日祝日を除いて3日後)～約3週間後からとなります。(期間は納付した窓口によって異なります。)
- ・領収証書に付属している納税証明書をご利用ください。

○スマートフォン決済アプリで納付した場合

- ・運輸支局で納付情報が確認できるのは、納付手続完了日の3開庁日後からとなります。
- ・納税証明書は納付手続完了日の2開庁日後から取得可能です。

○「地方税お支払サイト(クレジットカード、インターネットバンキング等)」で納付した場合

- ・運輸支局で納付情報が確認できるのは、納付手続完了日の3開庁日後からとなります。
- ・納税証明書は納付手続完了日の2開庁日後から取得可能です。

(その日より前に証明書が必要な場合は、地方振興局県税部へお問い合わせください。)